

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年10月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局管理規程第3号

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を次のように改正する。

第41条第1項第1号ア中「4日」を「8日」と改め、同号イ中「4日」を「8日」に改める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)